令和5年度第2回埼玉県総合教育会議議事録

1 開会、閉会の年月日及び時刻

令和5年8月22日(火) 午前10時開会

午前11時8分閉会

2 会議開催の場所

さいたま共済会館 501・502会議室

- 3 出席した会議の構成員の氏名
 - ○大野元裕知事
 - ○埼玉県教育委員会

日吉亨教育長、戸所邦弘委員、小林あゆみ委員、首藤敏元委員、櫻井雅彦委員

- 4 構成員以外の出席した者の氏名
 - ○知事部局の出席者山野隆子統括参事、羽鳥順子秘書課主幹
 - ○教育局の出席者

石井貴司副教育長、古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、

石井宏明市町村支援部長、案浦久仁子教育総務部副部長兼総務課長、

中沢政人教育政策課長、角坂清博県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、

小西康雄生徒指導課長、橋本晋一特別支援教育課長、髙田淳子義務教育指導課長、

平野雄三人権教育課長、小坂達郎総務課報道幹、古澤健一教育政策課副課長、

櫻井裕一教育政策課副課長、田辺浩規総務課主幹、小島学総務課主幹、

茅野慶典教育政策課主幹、江口大貴教育政策課主幹、大栗徹教育政策課主査、

山岸謙介教育政策課主任

5 会議に付議した事項

次期埼玉県教育振興基本計画(素案)について

6 発言の趣旨及び発言者の氏名

開 会

○日吉教育長 ただいまから、令和5年度第2回埼玉県総合教育会議を開催いたします。 議事の進行につきまして、大野知事にお願いをいたします。

議事

次期埼玉県教育振興基本計画(素案)について

○大野知事 おはようございます。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参 集をいただき誠にありがとうございます。

本日の会議におきましては、次期埼玉県教育振興基本計画の素案についてを議題といたします。

本県の教育振興基本計画は、教育基本法に基づく本県教育の振興を図るために定める 基本的な計画であるとともに、県政全般の総合的な計画である「埼玉県5か年計画~日 本一暮らしやすい埼玉へ~」を踏まえた教育行政分野の計画となります。現行の第3期 埼玉県教育振興基本計画は、今年度末をもって計画期間が終了することとなります。そ こで、次期計画について協議を行いたいと思います。社会が大きく変化する中、実効性 のあるより良い次期計画となるよう、教育長、教育委員の皆さんと実りのある協議を行ってまいりたいと考えます。

会議の進め方でありますけれども、会議を前半と後半の二つに分け、前半を「総論」 のうち、主に「埼玉教育の基本的な考え方」について、そして後半につきましては、 「施策の展開」について協議をしたいと思っています。

それでは、前半でございますけれども、資料「第2 次期計画の全体像について」の「4 目標」までの説明を事務局の方からお願いをいたします。

○中沢教育政策課長 教育政策課長の中沢でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料に基づきまして順次御説明申し上げます。

資料の2ページでございます。まず初めに、埼玉県教育振興基本計画についてでございます。

上段のオレンジ色の枠囲みにございますとおり、教育基本法の規定に基づき策定する ものでございます。

策定の主体でございますが、計画の範囲に私学の振興やスポーツの振興なども含まれることから、埼玉県及び埼玉県教育委員会でございます。

計画の期間でございますが、現行第3期計画は令和5年度が最終年度となっておりますことから、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

計画の策定に当たりましては、下段にございます6月に新たに閣議決定されました国の教育振興基本計画を参酌するとともに、中段にございますが、前回の総合教育会議で御協議を賜りました埼玉教育の振興に関する大綱も踏まえながら進めてまいります。

続きまして、3ページでございます。次期計画の全体像でございます。

初めに、次期計画の構成についてでございます。

スポーツについて記述してまいります。

三つの章で構成し、第1章では、第3期計画の検証や教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化を踏まえ、取り組むべき課題を整理し、その上で埼玉教育の基本的な考え方として、基本理念や計画全体に共通する視点、10の目標を掲げてまいります。

「教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化」では、埼玉県5か年計画における本 県が置かれている社会経済情勢や時代の流れを踏まえ、(1)人口減少と人口構造の変 化、(2)経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産、(3)身近に迫る脅威と新 たな社会への進展について整理をします。また、ヤングケアラーの顕在化やLGBTQ への対応などにも触れる(4)子供をめぐる教育的ニーズの多様化や、教員の多忙化な どに触れる(5)教職員を取り巻く状況の変化、地域のつながりの希薄化など(6)地 域と家庭の状況の変化も記述をいたします。

次に、「取り組むべき課題」では、教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化など を踏まえ、(1)から(3)で、主に学校教育に関する課題を記述いたします。また、 (4)では、家庭教育や地域の教育力向上について、(5)では、生涯学習、文化芸術、

「埼玉教育の基本的な考え方」につきましては、後ほど御説明差し上げます。

続きまして、第2章では、前の章で掲げた10の目標ごとに施策の展開として、施策 や主な取組、施策ごとの指標を示してまいります。

第3章では、「計画の推進に際して」と題しまして、計画を進めるに当たって社会全体で取り組むための連携・協働の必要性や、計画の着実な実現に向けた施策評価の実施

などを示してまいります。

続きまして、4ページでございます。第1章総論の埼玉教育の基本的な考え方にございます基本理念についてでございます。

現行の第3期計画におきましては、超スマート社会に向けてIoTやビッグデータ、AIをはじめとする技術革新や異次元の高齢化の進展などにより、これまでにない社会システムの大きな変化が見込まれることを背景に、これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育んでいくことが重要との考えの下、基本理念として「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を掲げてまいりました。

次期計画におきましても、超スマート社会に向けた急速な技術革新や超少子高齢社会の到来など社会の大きな変化が見込まれ、引き続き第3期における基本理念の考え方は変わらずに重要であると受け止めております。

一方、第3期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が発生するなど、社会の変化への対応が差し迫っており、更に充実した学びが求められているものと認識しております。このことから第3期計画の基本理念は継承することとし、基本理念の説明文のうち赤字の部分でございますが、「多様な学び」に「深い」という言葉を加えたいと考えております。

続きまして、5ページでございます。計画全体に共通する視点についてでございます。 次期計画におきましては、埼玉県5か年計画における二つの「将来像の実現に向けた 基本姿勢」、①埼玉版SDGsの推進と②新たな社会に向けた変革、また、国の教育振 興基本計画における基本的な方針を踏まえまして、次の2点を「計画全体に共通する視 点」として新たに設定し、各施策に反映することとしたいと考えております。

初めに、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」につきましては、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる社会を実現するため、誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される学びを各施策に取り入れていく必要があるとの考えから設定したものでございます。

次に、「教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」につきましては、 今後、社会全体のDXが加速していく中、教育分野においてもDXを更に推進していく ことが不可欠との考えから設定したものでございます。 この後に続きます目標や施策、主な取組は、それぞれが縦割りではなく、お互いの関係性をしっかり踏まえながら具体的に取組を進めてまいりますが、この二つの視点につきましては計画全体を通して特に重要な視点であるとの考えから、上位に位置づけたいと考えております。

続きまして、6ページでございます。目標でございます。

現行の第3期計画では、取り組むべき課題にきめ細かく対応するため、右側の赤い線の囲みのとおり10の目標を掲げております。先ほど御説明した基本理念の考え方を踏まえれば、第3期計画で設定した目標の重要性は変わらないものと受け止めておりまして、10の目標は継承したいと考えております。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いします。

○大野知事 説明ありがとうございました。

それでは、早速、協議に入りたいと思います。今、説明がございました「総論」のうち、主に「埼玉教育の基本的な考え方」についての説明がありましたけれども、先生方の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 これまで教育委員会の定例会などで働き方改革についての御報告をいただいています。第3期計画の中にも入っておりましたが、今まで聞いた中では時間外在校等時間の減少やペーパーレス化の推進、また、教員業務支援員の採用などにより、働き方改革はこの3期の中で着実に進んでいるというような報告を受けています。他方、報道などでは、いまだ教員不足や業務過多によってなかなか働き方改革が進んでいないという実情があるというような指摘も数多くあります。

質問ですが、この3期計画の中で、教員の働き方改革などについて、どの程度進んでいると評価をされているのでしょうか。

○大野知事 ありがとうございます。

それでは、質問に対する回答を求めます。

○中沢教育政策課長 働き方改革につきましては、櫻井委員の御指摘のとおり様々な取組を進め、一定程度進んでいるものと受け止めております。

ただ一方で、まだまだ取組が進んでいない部分、又は教員不足等の課題がありますことから、更にこれを進めていかなければならないというふうに受け止めております。

具体的な数字については、県立学校人事課の方からお答えをさせていただきます。

○角坂県立学校人事課長 それでは、成果についてですが、令和5年3月の時間外在校等時間が月45時間を超えている教員の割合には、例えば小学校では37.4%と前年度より10.7ポイント改善しております。中学校では、48.4%と前年度より0.8ポイント増加しております。高校では、16.3%と前年度より0.4ポイント増加しております。特別支援学校では、11.0%と前年度より1.7ポイント改善しております。

改善した基本方針1年目の令和4年度は目標の達成には至りませんでしたが、今年度 中から結果が出せるよう、引き続き県立学校長並びに市町村教育委員会に取組の更なる 加速を働き掛けてまいろうと思っております。以上です。

- ○大野知事 櫻井委員、いかがでございましょうか。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。

教える側の役割が非常に多岐にわたっており、今後、教員自身も自分たちの研さんを 進めていくことが非常に重要になると思いました。そういう意味で、自分自身の資質能 力を高める自己研さんの時間をなるべく取れるように、今後とも引き続き働き方改革の 推進をお願いしたいと思います。以上でございます。

○大野知事 ありがとうございました。

それでは、そのほか委員の皆様から御意見等ございましたらお願いいたします。 首藤先生、お願いします。

○ 首藤委員 御説明ありがとうございました。

まず、基本理念を実現する上で全ての目標に共通する二つの視点を設定してございます。これは意義があるというふうに考えております。児童、青年、成人、そして高齢者、新しい技術を活用して様々な自分とはタイプの異なる人との人間関係の中で自分らしく生活をするためには、まず行政がこの二つの視点を持つということが求められると考えております。

これから主な施策の説明があるかと思いますけれども、そういう施策を通してさらに 10の目標の実現のために常にこの二つの視点を背景として計画、実行、評価、改善を やっていくということがこれから行われるのだと思いますので、そういった県の意気込みを感じる部分だなというふうに思っております。意見でした。

ありがとうございます。

○大野知事 ありがとうございました。

事務方から何かコメントあればお願いします。

- ○中沢教育政策課長 二つの視点につきましては先ほど御説明させていただいたとおりでございます。今いただいた御意見の中でも、計画を着実に進め、しっかり今後評価していくことが重要という話もあったかと思いますので、執行段階においてしっかり評価をして、次につなげてまいりたいと考えます。
- ○大野知事 ありがとうございます。

それでは、そのほか先生方から御意見等ございますでしょうか。

それでは、小林先生、お願いします。

○小林委員 御説明ありがとうございました。

私からは二つございまして、まず、基本理念の考え方についてです。私もこのコロナ禍で2人の子供たちがちょうど中学生と高校生で、学校現場ですごく混乱して大変な思いをしてきたというところも見てきました。そういった中で、考え方の表現においてコロナ禍を経た体感や、国際情勢の不安定化の危機感のようなものがはっきりと反映されていて、より使命感が増したというか、意思を感じる考え方を表明されているなというふうにこの文章の表現として感じましたので、すごくいいなというふうに感じております。

あと、二つ目なんですが、先ほど首藤委員も御発言されていましたけれども、計画全体に共通する視点として大きく二つ、基本理念の考え方を踏まえて設定されました。私も教育委員になってコロナ禍で県立学校を何校も視察させていただいてきている中で、この二つに関しては特に感じていた部分でもありました。また、埼玉県の施策ともしっかりとひも付いている二つのものになっておりますので、埼玉県の教育を強力に推し進めていくという意思表明の表現になっているなというふうに感じましたので、すごくいいなというふうに私は感じました。

私からは以上です。

○大野知事 ありがとうございました。

そのほかに委員の方。

戸所委員、お願いします。

○戸所委員 説明ありがとうございました。

私からは、一つは基本理念のところですけれども、第3期の考え方と次期の考え方の つながり、流れが非常に一貫性があって、やはり教育というのは急に変わるものではな いので、その流れをすごく感じさせる考え方だなと思いました。特に第3期のところで、 一番下段に書いてある「社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育んでいくことが重要である。」と、これを第3期で挙げていて、次期の計画では、「社会の変化への対応が差し迫っており、更に充実した学びを求められている」とそういう流れになっています。ですから、基本理念をスムーズに理解ができる、あるいは基本理念に基づいた10の項目がひも付いていて、非常に分かりやすいなと私は思っております。

これから施策についての議論に入るのでしょうが、大切なのはその施策をどういう形で考え、あるいは取組を出していくのかだと思っています。

私の方からは以上です。

○大野知事 ありがとうございます。

そのほか先生方、御意見等ございましたらお願いします。

教育長から何かありますか。

○日吉教育長 ありがとうございます。

今、委員さんから基本理念についてありがたいお言葉を頂きました。

今回この基本理念を議論するに当たって、第3期の理念というものは今いろいろ御指摘いただいたように引き続きやっぱり重要なものだろうというような話がありました。ただ、それとともに、こういった社会の変化なども踏まえたときに、単にバラエティーというか多様性というような意味の教育の大きさ、豊かという意味だけではなく、もうちょっと深み、私なりに定義すると応用力といいますか汎用性というか、更にいろいろなものに対応ができるような深い学びというようなものも新たに必要なのであろうというような議論がありました。

それから、基本理念としては、このような「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」ということで第3期の基本理念を継承することになっておりますが、さらにそこの下の解説のところで、深い学びが新たな視点として必要であるということを書き加えさせていただくことによって第4期の施策の展開に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

いろいろと御指摘、御意見いただきましてありがとうございました。以上です。

○大野知事 ありがとうございます。

委員の方からほかに何か御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本的な考え方、総論につきましては貴重な御意見をいただきましたので、

事務方でしっかりと取りまとめていただくとともに、先ほど戸所委員の方から大切なのは施策のところでどう取り組むかということでございますので、後半の施策の展開、次に入りたいと思っております。

それでは、資料の「2 次期計画の全体像について」の先ほどの4番の次の「5 施 策の展開」につきまして事務局の説明を求めます。

○中沢教育政策課長 それでは、引き続きまして資料に基づき説明をさせていただきます。資料7ページでございます。施策の展開について、御説明いたします。

上部の紺色背景、白抜き文字の帯にございますとおり、左側の列が目標、中央の列が 施策、右側の列が主な取組となっております。

第3期計画からの主な変更点、赤字部分になりますが、こちらを中心に御説明をさせていただきます。

施策 2 「新しい時代に求められる資質・能力の育成」の三つ目の主な取組「教科等横断的な学習の充実」は、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が重要であることから新たに掲げたものでございます。

同じく施策2の四つ目の主な取組「地域社会との連携・協働による学びの推進」は、現行の第3期計画におきましても他の目標におきまして、企業やNPO、地域コミュニティなどと連携した実社会からの学びの充実に取り組んできたところでございますが、新しい時代に求められる資質・能力として、地域社会と連携・協働しながら、自ら課題を発見し解決する力や困難を乗り越える精神力などを育成することが大変重要であるため、施策2にも新たに位置づけたものでございます。

同じく施策2の五つ目の主な取組「情報活用能力の育成」は、これまで施策4の「技 術革新に対応する教育の推進」に位置づけてまいりましたが、情報活用能力は、言語能 力や問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力の一つであり、新しい時 代に求められる資質・能力として大変重要であるため、施策2に位置づけたものでござ います。

続きまして、8ページでございます。施策7「いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実」の三つ目の主な取組「児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実」と その下の「発達支持的生徒指導の推進」でございます。

国が示す生徒指導提要が令和4年12月に12年ぶりに改訂され、それまでの「成長を

促す指導」が「発達支持的生徒指導」と「課題未然防止教育」に整理されました。発達 支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校の教 育目標の実現に向け、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基 盤となるものでございます。学校におけるあらゆる教育活動を生徒指導と結び付けるこ とで、生徒指導上の諸課題の未然防止にも有効と考えられることから、発達支持的生徒 指導を従来の取組から分けて記載するとともに、特定の課題を前提としたその他の生徒 指導を実施する体制の充実をより明確に表現するため取組名を修正したところでござい ます。

同じく施策7の五つ目の主な取組「児童生徒の自殺予防対策の推進」は、児童生徒の 自殺者数が増加していることを背景に、今年6月に国において取りまとめられました 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」などを踏まえ、本県においても児童生徒の自殺予 防に取り組むことが大変重要であることから、こちらも主な取組として新設したもので ございます。

続きまして、10ページでございます。施策13「障害のある子供への支援・指導の充 実」の一つ目の主な取組「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援 教育の推進」でございます。

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組も含め、共生社会の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められており、そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進が必要であると考えられることから、第3期計画の「共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実」から5か年計画との整合を図り「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」に修正したところでございます。

また、現行計画の「共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実」の中には、特別支援学校などにおけます医療的ケアの充実も含まれております。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、今後、医療的ケア児に対する教育を行う体制の拡充などが更に重要となってくることから、主な取組として「特別支援学校などにおける医療的ケアの充実」を新設したものでございます。

続きまして、施策15「一人一人の状況に応じた支援」の一つ目の主な取組「経済的に困難な子供への支援」は、第3期計画策定当時、子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立・施行など子供の貧困が社会の大きな関心の一つとなっていたことから、単独

の施策として掲げてまいりました。次期計画におきましても、子供の貧困が課題の一つであることは変わらないものの、次期計画の施策15の主な取組に掲げました個々の課題と併せ、総合的に対応していくことが重要と考えられることから、施策を統合し一体的に取組を進めることといたしました。

次に、施策15「一人一人の状況に応じた支援」の三つ目の主な取組「ヤングケアラーへの支援」、その二つ下の主な取組「LGBTQの児童生徒への支援」は、これまで「児童生徒の抱える様々な課題への支援」の中で対応してまいりましたが、本県におきましては、令和2年に埼玉県ケアラー支援条例、令和4年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例が成立・施行され、教育分野におきましても取り組むべき重要な課題であるため新設したものでございます。

続きまして、12ページでございます。施策21「私学教育の振興」の四つ目の主な取組「グローバル教育とICT教育の促進」は、私立学校における世界で活躍できる人材の育成やICTを活用した先進的な教育の実践、デジタル人材の育成が重要であるため、それらの取組に対する支援を新設いたしました。

同じく施策21の五つ目の取組「校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進」 は、教育の質を向上するためには教職員の事務負担軽減が必要であり、それに資する校 務支援システムの導入が重要であるため、新設したものでございます。

続きまして、施策の23「地域と連携・協働した教育の推進」の一番下の主な取組「地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備」は、スポーツや文化芸術活動を希望する子供たちに対して、学校、地域が連携し、活動の場と機会を提供することができるよう、地域連携に関する取組として新設したものでございます。施策17「学校の組織運営の改善」、施策26「文化芸術活動の充実」、施策28「スポーツ・レクリエーション活動の推進」にも同じ取組を新設いたしております。

続きまして、14ページでございます。最後に、目標X「スポーツの推進」については、令和5年3月に策定いたしました、今後、本県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示す埼玉県スポーツ推進計画を踏まえ、主な取組を再構成したものでございます。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

○大野知事 ありがとうございました。

それでは、協議を行いたいと思います。

ただいま説明がありました「次期計画の全体像について」の「5 施策の展開」につきまして御意見をお願いいたします。

戸所委員、お願いします。

○戸所委員 御説明ありがとうございました。

施策に対する主な取組はそれぞれがお互いに理解できるような形でつながっていると思います。先ほど理念のところでもありましたが、時代が大きく変わっている中でどんなことを進めていくのか、どんなことが大切なのかというのが施策、取組に出ていると思います。私は特に新しく「New」と付け加えていただいたところを注目してみました。

その中で施策2の中の「地域社会との連携・協働による学びの推進」については、施 第17、23、26、28にも関連があり、施策の中で多岐にわたって出てきています。表現 としてはある意味では抽象的に書かれていて、どういう形でどういうふうに推進してい くのかイメージが少し分かりにくいなと思っております。

できれば少し具体的に「地域社会との連携・協働による学びの推進」、あるいは施策 17、23、26、28の新しい取組について、それぞれどんなことを考えてやっていくのか お話していただけますでしょうか。

- ○大野知事 それでは、ただいまの戸所委員の地域社会との連携・協働について、具体的 な取組について説明をお願いします。
- ○中沢教育政策課長 それでは、御質問にお答えをいたします。

これまで御説明してまいりましたように社会の激しい変化に対応して主体的に社会と 関わり、対話していくこと等の交流を通じて新たな価値を創造し、人生や社会の未来を 切り拓くことのできる力、これが求められているものと考えております。

これまで本県では、例えばでございますが、おがわ学のように地域課題解決に向けた 先駆的なプロジェクトの実践、また、学校と地域のマッチング支援、実践事例の収集と その普及啓発、また、地域との連携をコーディネートできる教員の育成などに取り組ん でまいりました。これらの取組を通じ、子供たちが自ら課題を発見し解決する力、また、 困難を乗り越える精神力などの育成に大いに効果があったものと考えております。これ までの取組を更に進めて、企業、NPO、地域コミュニティなど学校以外の人的・物的 資源を活用した実社会からの学び、これをこれまで以上に幅広く教育活動の中に生かし てまいりたいと考えております。以上です。 () 大野知事 ありがとうございます。戸所委員、いかがですか。

○戸所委員 ありがとうございます。

今の御説明に加えてもう一点、質問させていただきます。施策23の「地域と連携・協働した教育の推進」に主な取組としてたくさん書いていただいております。新規の取組だけでなく、「学校応援団」の活動の充実や「放課後子供教室」への支援、PTA活動への支援などいろいろありますが、これについても少し具体的にお話をいただけますでしょうか。

- ○大野知事 それでは、事務局の説明を求めます。
- ○中沢教育政策課長 それでは、御説明させていただきます。

まず、学校応援団につきましては、学校の様々な活動に保護者だけではなく地域の方などにも御参加をいただいて、例えば具体的に申し上げますと、通学の見守りですとか、又は学校の中の環境整備をお手伝いいただいたり、又は教育活動もお手伝いいただいたり、こういうものがございます。これは引き続きそういった力を使って、より学校の中の教育を充実していきたいと考えております。

また、放課後子供教室につきましては、例えば、保護者の方が働いている場合には放 課後児童クラブなどの中で、また学校とは違ったところで様々な活動を行っていますが、 保護者が働いている働いていないにかかわらず、子供たちが学校以外の活動の場という ことで放課後子供教室をこれまで続けてまいっております。これも引き続き進めてまい りたいと考えています。

それから、PTA活動については御案内のとおりこれまでずっと続いてきている活動、こういった中にも子供たちが参加することによっていろんな経験をさせていただく、学校教育だけではない場面での学び、教育をしっかり進めてまいりたいと考えております。以上です。

○大野知事 ありがとうございます。 戸所委員、いかがでしょうか。

○戸所委員 ありがとうございます。

今御説明いただいたのは3期のところでも掲げている取組で、やはり3期と新しく次期計画とでは変わってくるべきところがあると思います。変わってくるというのは、更に高めるとか回数を増やすとか、その辺のところの具体的なもの、まだ青写真というか

施策段階なので、そこまでの細かいところは出ておられないと思うのですが、是非とも 3期に比べると4期の方はこういう形で伸びた、あるいはこういう形で増やした、ある いはこういう形で新しいものをスタートしたというのを考えていただくことが、先ほど の基本理念の中の大きな時代の変化が差し迫っているから更に充実した深い学びをする ということにつながると思うので、それをお願いしたいと思います。

やはり地域、家庭、そして学校、この三位一体の教育が必要で、特に地域というのは 埼玉県全体の地域でもありますので、その辺のところも是非頭に入れて作っていただけ ればと思っております。以上です。

- ○大野知事 ちょっと確認ですが、今2点あったと思うのですが、最初の具体的な青写真 についてお願いしたいというのを書き込んでということですか。それから、二つ目のと ころの地域、学校、家庭の三位一体、これをおっしゃったように書き加えてということ だと思いますが、この二つ、そういうことでしょうか。
- ○戸所委員 いえ、私の方でお聞きしたのは、どういう具体的な動きをするのかということなので、書き込む必要はないと思っていますが、具体的にこれが進んだときに、それを実現していただきたいとそういうことでございます。
- ○大野知事 事務局、よろしいですか。
- 〇中沢教育政策課長 はい。
- ○大野知事 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様の御意見、是非お願いいたします。

では、小林委員、お願いします。

○小林委員 ありがとうございます。

私からは三つございます。

まず一つ目、施策 8 「人権を尊重した教育の推進」の主な取組の上から四つ目に「子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進」が新しく入ってきています。今までの案ではこの箇所には生命の安全教育についての取組が入っていたと思いますが、その生命の安全教育に関しては、今日は御予定があって御欠席されている坂東委員さんもすごく大事だとおっしゃっていました。それがこちらの表現に変わっているという経緯をまず教えていただきたいと思います。

- ○大野知事 事務局、御説明をお願いします。
- ○中沢教育政策課長 それでは、子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進につい

てでございます。

まず、小林委員のおっしゃられた生命の安全教育につきましては、これは国の方で性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針を取りまとめた中に、子供たちを性暴力の当事者、これは具体的には性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育として生命の安全教育という言葉を使っております。案の検討の段階におきましては国の表現をそのまま使ってまいりましたが、生命の安全教育という言葉がなかなかこの言葉だけでは県民に分かりづらいのではないか、又は学校現場にも分かりづらいのではないかという議論もございまして、今回分かりやすいよう「子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進」というふうに変更させていただいたものでございます。以上です。

- ○大野知事 小林委員、いかがでしょうか。
- ○小林委員 ありがとうございます。

私が疑問に思ったとおりでした。一番初めに受け取ったとき、生命の安全教育は、子供を性暴力の当事者にしないためのものとは思えませんでした。どちらかといえば自殺防止のためのものなのかなというイメージがありました。より県民の皆様に伝わりやすい表現に変更したということで、非常に納得できましたので、いいと思います。

二つ目ですが、先ほど戸所委員からも御発言がありました「地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備」についてです。いろいろな活動の場や機会があると思うのですが、私はやはり子供たちが正に学校へ通っているということもあって、部活動の地域移行に関しても入ってくるのか、今後どういうふうになっていくのか、具体的に何をしていくのかというのをこれからの落とし込みのところでしっかり見ていきたいなと思いました。

ただ、少し気になったのが施策10のところです。ここに「持続可能な運動部活動の運営」とあります。部活動は運動部活動だけではなく文化部活動もありますが、確認しましたが案の中には文化部活動に関する同じような表現は見当たりませんでした。どうしても部活動は運動部の方がやはり印象が強いというか、文化部は後回しとは言いませんけれども、やはり表現として入っていないというのは、個人的には少し気になりました。もし運動部を入れるのであれば文化部もどこかに入れるとか、部活動と全体で捉える形にするとかした方がいいのかなと感じました。これに関して御意見を頂きたいです。

- ○大野知事 それでは、事務局、部活動に関してお願いします。
- ○中沢教育政策課長 それでは、施策10のところの持続可能な運動部活動の運営が入っ

て、文化はどこに入っているのか、又は入れるべきではないかというような御質問と理解をいたしました。

文化に関する部活動につきましては、施策26の文化芸術活動の充実、この中の地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備、この中に含むものと整理をさせていただいたところでございます。

義務教育指導課長から何か補足はございますでしょうか。

- ○大野知事 お願いいたします。
- ○髙田義務教育指導課長 義務教育指導課長でございます。

教育政策課長の答弁したとおりでございまして、私どもも文化部活動も運動部活動と並んで持続可能な在り方について随時考えております。地域クラブ活動について、県で協議会を行っておりますけれども、競技活動と並んで文化部活動も議論しているところです。施策26の文化芸術活動の充実の中に文化部活動も含めて持続可能な在り方を考えていきたいと考えております。以上でございます。

- ○大野知事 小林委員、いかがでございましょうか。
- ○小林委員 ありがとうございます。

考え方として入っているということで安心しましたが、表現としてどう捉えられるかということを含めて、先ほどの生命の安全教育の伝わりやすさもそうですけれども、より運動部も文化部も伝わりやすくするためにどうしたらいいのかについて、できれば検討していただければと感じました。

- ○大野知事 事務局、表現としても可能であれば検討してほしいという話がございました けれども、それについてはいかがですか。
- ○中沢教育政策課長 検討してまいります。
- ○大野知事 小林委員、いかがでしょうか。
- ○小林委員 よろしくお願いします。続けてもう一件いいでしょうか。
- ○大野知事 どうぞ。
- ○小林委員 目標VII「家庭・地域の教育力の向上」のところですが、前回の総合教育会議で大綱について協議したときも、同じような発言をさせていただきましたが、施策22の一番下の取組「働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり」で、男女ともにという表現が入り、一歩進んだなと感じました。どちらかというと、

働き方の見直しというのは女性の方がみたいな流れできている中で、男女ともにという 表現がしっかりと入れられたというのは非常にいいなと感じたのがまず一つです。

また、もちろん家庭・地域の教育力の向上というのは非常に重要だとは思いますが、 現在、ワーキングマザーの方が増加したり、コロナ禍を経てそれぞれの働き方が大分変 ったりしてきている中、3期目のところで今まで進めてきたことの見直しも必要になっ てくるのかなと感じております。

また、親の学習について、その内容が令和の家庭像に合ったものなのかどうか、その推進の仕方が今の家庭に合ったものなのかどうかというところも含めて実際の落とし込みの部分でしっかり見ていきたいと思っています。そのあたりを是非意識して、今までのことを踏襲するだけではなく、積極的に変えていっていただければなと思います。意見です。以上です。

- ○大野知事 ただいまの御意見に関しまして事務局のコメントはありますか。
- ○中沢教育政策課長 それでは、まず一つ目の男女ともにという表現が入ったというところを少し御説明させていただきます。

これは、以前は「仕事と子育てを両立させる多様な働き方の推進」ということで、主に産業労働部の方で取り組んでいらっしゃる取組がメインでしたが、これが新たな5か年計画におきまして、「働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり」というふうに修正をされております。それを踏襲する形で今回、教育振興基本計画の中でも修正をさせていただきましたが、小林委員がおっしゃったような形での修正というふうになるものと思っております。

それから、親の学習が令和の家庭像に合ったものなのかというお話でございますが、 正にこれは県の教育振興基本計画を進めながら、毎年PDCAサイクルでしっかりその 成果をアジャストしていくことがとても重要と考えております。正に小林委員がおっし やっている令和の家庭像をしっかり踏まえた、意義ある取組にしてまいりたいと考えて おります。以上です。

- ○大野知事 ありがとうございます。小林委員、よろしいでしょうか。
- ○小林委員 ありがとうございました。私からは以上です。
- ○大野知事 それでは、そのほかの委員の皆様からの御意見等があればお願いします。 櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 私は目標の5番目、多様なニーズに対応した教育の推進のところでお伺いしたいことがあります。

もちろん施策14、15やこれに関連したいじめ防止と自殺防止などとも関連があるかもしれませんが、全て学校の中の問題のような内容になっております。ヤングケアラーやLGBTQ、経済的な困難などについてはもちろん個々の事情をよく把握した上で対応しなければいけないと思いますが、中には他機関との連携や専門知識が必要になることで、学校だけでは解決できない問題も多々あると思います。そういった視点の記述がどこにも入っているように思えませんが、目標Vのところは、そういうところを除いて学校の中でやるべきものという考え方で作っているのでしょうか。

- ○大野知事 それでは、事務局の答弁を求めます。
- ○中沢教育政策課長 それでは、御質問にお答えいたします。

ここに掲げられているものはもちろん学校以外の機関の御協力も賜りながら一緒に進めていく部分もございますが、例えばでございますが、10ページのところでまいりますと施策15の中の経済的に困難な子供への支援、これは正に福祉部局と連携して取り組んでいくところでございます。

また、ちょっとページを戻しまして8ページのところでございますが、施策7「いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実」の中の例えば下の三つ、非行・問題行動の防止、青少年を有害環境から守るための取組の推進、立ち直り支援策の推進は、正に警察又は知事部局の各セクションと一緒に取り組んでいくものでございます。

今申し上げましたのは参考として申し上げたものでございまして、御指摘の分野においては多岐にわたる他の機関等との連携も含まれているものでございます。以上です。

- ○大野知事 櫻井委員、いかがでしょうか。
- ○櫻井委員 分かりました。

この中に他機関と連携した支援といった文言が必要ないのだろうかと考えたものです から、質問させていただきました。

- ○大野知事 表現をした方がいいということでよろしいですか。
- ○櫻井委員 若しくは枝の下の施策の中に必要な部分では補足として入れていただければ 分かりやすいのではないかと思います。
- ○大野知事 施策の主な取組の中の文章でということですか。
- ○櫻井委員はい、文章の中に補足として文言が入ると思いますが、そういうところに。

- ○大野知事 事務局、お答え願います。
- ○中沢教育政策課長 主な取組の下に文章を入れますので、しっかり御意見を踏まえて検 討してまいりたいと思います。以上です。
- ○櫻井委員 よろしくお願いします。あともう一点、よろしいですか。
- ○大野知事 どうぞ。
- ○櫻井委員 意見なのですが、この議題とは少し外れるかもしれませんが、今回DXについて大きな視点として入りました。教育委員になり学校訪問をさせていただき、ICTの環境整備が県立高校及び市町村の学校でも進んでいることは十分認識しておりますが、その活用について一人一人の教員自体に教員任せのようになっており、この教員はできるがこの人は苦手だからやらないみたいな感じになってしまっている実情を各校で見てきております。今後の参考としていただきたいのですが、資質・能力の向上のところで、各教員が一定の能力をICTについて持てるような施策を今後展開していただければと思います。以上です。
- ○大野知事 本件に関しまして事務局、いかがでしょうか。
- ○中沢教育政策課長 御指摘につきましてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。 ICTについては環境が整ってきている中で、教員の中で差があるという御指摘だと受け止めております。

例えば施策20の学習環境の整備・充実の中にICT環境の整備もございますが、当然それを使いこなすための先生方のスキルを上げていく、又はボトムアップをしていくというのもこの中には入っておりますので、こういった中で御指摘をしっかりと踏まえてまいりたいと思っています。以上です。

- ○大野知事 櫻井委員、いかがですか、よろしいですか。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。
- ○大野知事 それでは、そのほかの先生方。 首藤先生、お願いします。
- ○首藤委員 まず、部活動の地域移行に関する部分ですが、スポーツだけでなく文化芸術 の施策にも入ったということは了解いたしました。

また、教育DXに関してその利活用はこれからの学校教育に欠かせないということが 様々な場所、メディアで指摘されております。 ICT機器を活用したテストや将来的に は宿題、それから子供の学習の進捗状況やつまずきを把握することは、教師の指導が一層効率よく行われるようになる条件かなと思っております。埼玉県が行ってきた一人一人の成績の伸びを捉えていく学力・学習状況調査は、全国にも優れた自慢できる取組で、今後も続けてほしいと思いますが、これはいわゆる学習データだと思います。

7ページにある学習データは学力・学習状況調査の学習データを指していると思いますが、5ページにある教育データというのはもっと大きなものなのかなと思っております。実際想定される教育データというのは学習データ以外にどのようなものがあるのか、そして具体的にどのように利活用するのか、分かる範囲で結構ですので御説明をお願いします。

- ○大野知事 それでは、事務局の説明をお願いします。
- ○中沢教育政策課長 教育データの利活用、教育データの範囲についての御質問かと承りました。

まず1点目、学習データとしては、御指摘のとおり本県で言いますと埼玉県学力・学習状況調査で得られたデータ、細かく見ていきますと、子供たちのワークシート又は学習ドリルなどもこれに含まれるものと考えております。また、それ以外には校務系データといたしまして、学校運営に必要な児童生徒の学籍情報のデータですとか、行政系のデータとして考えられますのは統計調査などにより収集・蓄積しているデータなど、幅広いものと理解をしております。

一方で、教育データが幅広い中でどういうふうにひも付けできるか、どういうふうに 使っていくか、どこまで使っていくのがいいのかということもしっかり考えていかなけ ればいけない、正に国で議論されているところでございますので、そういったことをし っかり見ながら本県の教育の中に落とし込んでまいりたいと考えております。以上です。

- ○大野知事 首藤委員、いかがでございましょうか。
- ○首藤委員 ありがとうございます。

となると、学習データは教室の中だけ、一人一人の名前がついたデータだけじゃなく、 将来的には個人情報になりますけれども、埼玉県の小・中学生がどこでつまずきやすく てどこで伸びやすいのか、そういう全体の統計上のいわゆるビッグデータ、そういった ものを吸い上げながら埼玉県の指導のこれからの方向性を決めていくような取組にしよ うと思えば、ICT環境というのはまだまだ貧弱かなと思います。例えば県庁に多分サ ーバーが必要だと思いますし、クラウドといっても、よく雲一つない晴天がクラウドに 保存できなかったとかそういう冗談があるぐらい、そういうハードウェアもまだまだかなというふうに思っております。

そして、小・中学校と比べて県立高等学校は、まだそういう学習データの利活用の面では進んでいないかなと思っておりますし、ICT機器を使った指導がまだ進んでいないかなと思っております。その原因の一つはやはり環境の問題があります。施策の20に県立学校のICT環境の整備というのがありましたが、その辺も含めて教育データの利活用について将来を見通して整備していくことが必要かなと思います。以上です。

- ○大野知事 コメントございますでしょうか。
- ○中沢教育政策課長 それでは、教育データの利活用について、個々人にひも付けるという視点だけではなくて、もう少し大きな範囲で傾向が見られるのではないのかという御 指摘と承りました。

正に埼玉県学力・学習状況調査につきましては、個々人の伸びを見るだけではなく、 クラス単位、学校単位、市町村単位など様々な規模でそれぞれの特徴などを見ながらそ れを施策に生かしていくことを目指しているところでございますが、正に教育データの 利活用はそれを進めるものと考えておりますので、そういったものを様々な教育の中に 入れられるように取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

○大野知事 首藤先生、いかがでしょうか。よろしいですか。

そのほか委員の方から御意見ございますでしょうか。

施策の展開に関して、教育長、何かございましたらお願いします。

○日吉教育長 様々な御意見ありがとうございました。

まず、戸所委員の御指摘の地域との連携・協働について、これは私も非常に重要な視点だなと考えております。私が高校の教員になりたての頃は、まだワープロを使う先生もそれほど多くなくて、黒板に書いた文字を自分のノートに取らせるというような指導をしていたと記憶しています。それがだんだん今のようなコンピューターを使うような時代になって、ある意味、非常に合理的といいますか、機能的にはなったのですが、その分、生徒も先生もすごく忙しくなった。これは先ほどの櫻井委員の働き方改革の御指摘、そのとおりだなと思います。

では、いろいろ学びが機能的になった中で、生徒が学びに向かう姿勢が良くなったのかというと、ちょっとそこについて私は疑問を持っていて、ひたすら課題を正確に早く取り組む、そういった生徒、特に暗記を中心に自分の課題を一生懸命こなしていけばい

いという生徒が若干増えてきているのかなという印象もあります。

そんな中で私は子供たちには本物に触れさせることがすごく大事だと思っています。 そういう意味では地域の力、企業もそうですし、地域社会の方々のお力なども是非活用 させていただきながら、学びを進めていかなければいけないと思っています。

先ほど小・中学校のお話をさせていただきましたが、高校の方も今年から教科横断的な学びということで取り組んでおりまして、いろいろなSDGsに関するようなテーマなどを各学校で設定して、まず県立高校12校を指定して取り組んでいるところです。これまでは各教科だけでやっていたような学びを、いろいろと横断的な学びの中でその中に地域社会の方々のお力なども借りながら、深く考えるような探求型の学習に取り組んでいるところです。

御指摘を踏まえまして、施策にしっかり生かしていきたいと思っています。

また、小林委員さんの方からいただきました文化部の部活動、これも私も本当にそのとおりだと思っています。やはり豊かな学びというのは単にスポーツだけじゃなくて、文化的なことにもしっかり取り組むというようなことで、全体として豊かな学びにつながっていくと思っております。表現の仕方についてはいろいろ検討、工夫をさせていただければと思っています。

櫻井委員さんの他機関との連携について、これも御指摘のとおりだと思っています。 先日、埼玉県教育委員会と県警と少年鑑別所とで、全国初のようですが、少年の非行等 の未然防止ということで連携協定を結ばせていただきました。先ほどのいろいろな地域 と連携した学びにも近いものがあると思いますが、学校だけの資源をこれから使って教 育を行っていくというより、社会のいろいろなところにある資源を積極的に活用してい くことが非常に重要と思っていますので、施策としてしっかり生かしていきたいと思っ ています。

ICTの活用に関しても、おっしゃるとおりそれぞれの学校や地域、先生方一人一人により多少の偏りが生じているというのは私も認識しているところです。特に、先ほど首藤委員から高校については少しまだ足りないところがあるのではないかという御指摘と受け止めさせていただきましたが、まだまだ始まったところでもあり、埼玉としてしっかりその辺のところを凸凹が生じないようにICTに関する施策に生かしていければと思っています。

首藤委員の教育データの利活用については、励ましていただいたと受け止めさせてい

ただきますけれども、県学調については来年から全市でCBT化ということで、コンピューターで解答するというようなことに移行することを予定しております。これについては私もいろいろ勉強させていただく中で、非認知能力や学習方略といったような、いわゆるこれまでの学力だけでないものをうまくクロスして研究していくことによって更に発展的に指導に生かせるのではないか、可能性としてまだまだ大きな広がりがあるのではないかと認識しております。ハードウェアやインフラなどの部分もあるとは思いますが、しっかり頑張っていきたいと思っています。

いろいろな御意見いただきまして、本当にありがとうございました。

○大野知事 ありがとうございます。

教育長のコメントを踏まえて何か先生方、委員の方々から御意見等ございましたらお 願いいたします。よろしいですか。

ちょっと時間があるので、私から一つだけ質問してもいいですか。

施策の13「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」について教えていただきたいのですが、障害者権利条約第24条では、一義的にはインクルーシブ教育と特別支援教育は相容れないものに見えます。他方で、この書きぶりは何を意味しているのか、ちょっとそこは御説明いただいたほうが分かりやすいのかなと。特に、県では条約の解釈権がないので、国の方針を踏まえて、この言葉で何を意味しているのか御説明いただいた方がいいような気がしますので、お願いします。

- ○中沢教育政策課長 このインクルーシブ教育システムについては基本的に国の考え方に 基づいて進めていくという意味で、この取組名とさせていただいているところでござい ます。
- ○石井副教育長 このインクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の 推進は、県の5か年計画と合わせた形にしております。障害者権利条約の24条におき ましては、インクルーシブ教育システムというものは、通常の学級の中でやっていくこ と、それを基本に据えるということでございます。

ただ、国連からの勧告を国は受けておりますけれども、国としては共に学ぶことを目指しつつ、やはり実情において、多様な連続した学びの場が必要ではないかということで、そういう多様な学びの場を作っていくことを今現在取り組んでいるところでございます。基本はやはりインクルーシブ教育システム、そこを推進することを基本に置きつつ、多様な学びとしてどういうものが必要か。子供たちの実情などを踏まえて、特別支

援教育を整備していく必要があるのではないかと、そういう意味でこのような表現にさせていただいたものでございます。以上です。

○大野知事 分かりました。ありがとうございます。

ほかに委員の先生方、大丈夫ですか、よろしいですか。

では、ただいま御説明がありました次期計画の全体像についての施策の展開について の御意見、協議を終了させていただきたいと思います。

本日の会議におきましても、各委員の皆様方から様々な御意見を頂きました。また、 それぞれが非常に貴重なものであるというふうに私も思っております。事務局におかれ ましては、本日の先生方の御意見を踏まえ、計画原案の作成などを進めていただきたい と思っております。

本日は熱心に御議論をいただき感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。 それでは、チェアを教育長にお渡しいたします。

○日吉教育長 知事、どうもありがとうございました。

以上をもちまして令和5年度第2回埼玉県総合教育会議を閉会いたします。

長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

閉 会